

34 安全・安心な地域づくり

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月に施行した。

●「街かど安全71万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを協同で実施している。平成27年度は「区民のつどい」などのイベントを行った。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、主に学校を核として、町会やPTAなどの地域の各団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。平成27年度末現在で23組織が設立されている。

●パトロール団体登録制度

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。平成27年度末現在で256団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯などパトロールに必要な用品を支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを貸出し

【平成27年度】
練馬区パトロール団体
登録制度のご案内



お申し込み・お問合せ
練馬区 危機管理室 危機管理課
〒176-8501 練馬区豊生北 6-12-1
TEL 03-5934-1027
FAX 03-3983-1194
E-MAIL kikakan@city.nerima.lg.jp

支援内容1 パトロール用品の支給

団体の新規登録・再登録時に、団体名簿の登録人数に応じて用品を支給します。

支給方法

【団体名簿】の登録人数1名に対して10ポイントが付与されます。
登録団体は、登録人数1名に付与されたポイントの範囲内で、用品の支給を申請することができます。（1ポイント＝1000円相当）
例：登録人数2名の場合に付与されるポイント数は・・・
2名×10ポイント＝20ポイントとなります。

【パトロール用品支給申請書】を提出し、承認されると、【用品支給決定通知書】が送付されますので、危機管理課の窓口へ用品を受け取りに行きます。
※【用品支給決定通知書】が送付された、申請日に申請書類（受取印）を提出後、平日の平日午後5時～午後7時の連絡先までご連絡ください。

用品および各ポイント数	※ 申請ポイント数	※ 申請団体のポイント数
夜光ジャンパー （10ポイント） ・夜光「フレック」または「あみだ」を着る ・「夜光」安全・安心パトロール用風防（止入り）	10ポイント	10ポイント
夜光ベスト （10ポイント） ・夜光「フレック」または「あみだ」を着る ・「夜光」安全・安心パトロール用風防（止入り）	10ポイント	10ポイント
夜光たすき （5ポイント） ・夜光「フレック」を着る ・「夜光」安全・安心パトロール用風防（止入り）	5ポイント	5ポイント
防犯メガネ （4ポイント） ・夜光「フレック」を着る	4ポイント	4ポイント
誘導電灯 （10ポイント） ・夜光「フレック」を着る ・夜光「フレック」を着る	10ポイント	10ポイント
旗 （5ポイント） ・夜光「フレック」を着る ・夜光「フレック」を着る	5ポイント	5ポイント
旗 （5ポイント） ・夜光「フレック」を着る ・夜光「フレック」を着る	5ポイント	5ポイント
のびん （10ポイント） ・夜光「フレック」を着る ・夜光「フレック」を着る	10ポイント	10ポイント

（パトロール団体登録制度のご案内）

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。平成27年度末現在で27,420件の登録があり、27年度は131件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

区から委託を受けた警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーの貸出しを行っている。平成27年度は延べ384件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成27年度末現在で5,824本を配備している。

(2) 安全な道路づくり

●交通安全啓発

基本的な交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

27年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の安全な乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行しており、27年度は、65校で実施し5,464人の児童へ免許証を発行した。

2 自転車安全教室

21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。27年度は12回(うち中学校が7回、公園等での一般向けが5回)実施した。

3 自転車シミュレーターを活用

26年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。また、27年度から、自転車シミュレーターを利用した交通安全教室を実施している。27年度は教室を13回実施しており、この教室での利用者を合わせた自転車シミュレーター利用者は24,420人であった。

●交通安全実施計画

区は交通安全対策基本法に基づき「平成28年度交通安全実施計画」を策定し、「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を目標に、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めた。

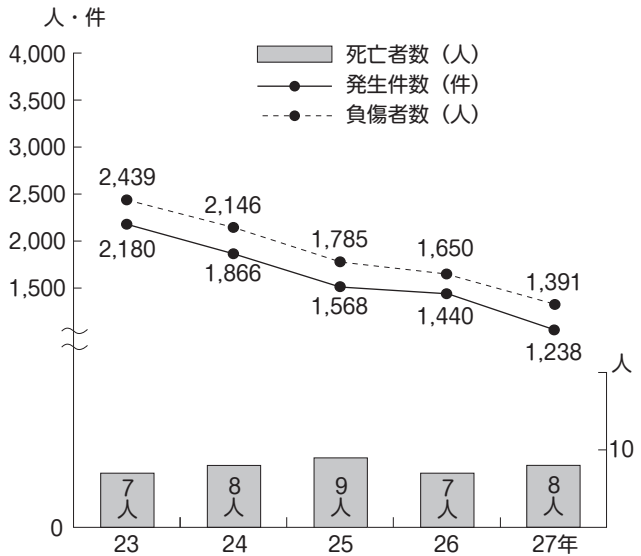
区内における交通事故(人身事故)の発生状況は、27年において発生件数1,238件、負傷者数1,391人、死者数8人であった。

交通事故の背景には、①運転者、歩行者の交通ルール・マナーの軽視、②車両の増加などがある。特に、近年では高齢者の事故や、自転車に関係する事故の割合が高まっている。

[交通安全施設] 平成28年4月1日現在

種別	総数	対前年度増減
歩道	124,236m	258m
道路標識	2,699本	7本
街路灯	44,931基	147基
道路反射鏡	6,316本	4本
歩行者用防護柵	85,834m	-5m
点字ブロック	2,279か所	30か所

[区内の交通事故の状況]



●区民交通傷害保険

交通事故等で被害を受けた方を救済することを目的とし、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金を支払う制度である。

近年、自転車の運転者が歩行者等と衝突し加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年2月～3月中旬に受付している。

●自動車駐車施設の整備

路上駐車は、交通渋滞を引き起こし、都市機能を低下させるとともに、交通事故発生の一因ともなっており、その解決が重要な課題となっている。

こうした背景を踏まえ、区では平成6年度に「駐車施設整備に関する基本計画」を策定した。これに基づき、練馬駅北口地下、石神井公園駅北口、大泉学園駅北口、大泉学園駅南口の4駐車場を整備し、指定管理者制度を導入して運営している。

このうち、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口においては、19年3月に自動二輪車用駐車スペースを整備した。